



千葉大学ユニオンニュース 第74号 2012年12月19日

編集・発行：千葉大学ユニオン 事務局：西千葉キャンパス総合校舎G号館401室 メール：cuu@e-mail.jp  
電話・FAX：043-290-2234 FAX専用：020-4666-6229 HP：http://www.age.cc/~cuu/（過去のニュースもご覧になれます）  
☆職場でお困りのこと、お気づきのこと、ご質問・ご意見をお寄せください。

## 退職金削減断固反対！撤回要求書を提出

国家公務員退職手当法改正の千葉大学職員退職手当規程への適用に反対し、ユニオンは12月13日に法人側に撤回と詳細な説明を求める要求書を提出しました。

ユニオンニュース72、73号でお知らせしたように、法人側は来年1月から退職手当の調整率を現行の104/100から87/100へと約16.3%段階的に削減するという、国家公務員退職手当法の改正を、千葉大学職員退職手当規程にそのまま適用しようとしています。この就業規則改正について、過半数代表者およびユニオンへの説明会が12月7日に行われました（過半数代表者からの意見聴取は12月14日に行われました）。これに対し、千葉大学ユニオンは撤回と詳細な説明を求め、12月13日に学長宛に要求書を提出しました。要求書の内容は以下の通りです（ユニオンHPにも掲載）。

2012年12月13日

千葉大学長  
齋藤 康 殿

要 求 書

千葉大学ユニオン第9期委員長 亀尾 浩司

平素よりの大学運営のご尽力に、敬意を表します。

さて、千葉大学ユニオンは、平成24年11月27日付で発された「就業規則改正案の送付及び意見聴取について」に添付された資料（「国立大学法人千葉大学職員退職手当規程の一部改正(案)について」）を検討し、また平成24年12月7日における「就業規則等の一部改正に伴う説明会」において説明を伺った結果、教職員にとって最も重要な労働条件である退職金の大幅な減額を実施することに反対し、以下のことを要求致します。

(1) このたびの「国立大学法人千葉大学職員退職手当規程の一部改正(案)について」と称する退職手当の削減は、労働契約法第9条（下記参照）により認められないものと考えますので、撤回をお願いします。

(2) 教職員の生活の根幹を揺るがす給与などの削減は、今年度だけで二度目であり、これは異常な事態と考えます。従いまして、過半数代表や千葉大学ユニオンに対してのみ形式

的に説明するのではなく、各部局に担当者等を派遣して十分な説明を行うか、あるいは全学的な説明会を複数回開催するなどし、労働契約法第10条（下記参照）を遵守するべく今回の就業規則の改正を行う必要性・合理性を示して、少しでも教職員に理解を得よう努力されることを要求いたします。特に、国家公務員の制度を上回る形で千葉大学が独自に上乗せして従来の就業規則に則った退職金を支払った場合、千葉大学独自の負担がいくらになるのか、現在の千葉大学の経営状態をふまえた上で、具体的に数値を用いて説明していただくことをお願いします。

(3) 今年度末までの退職者の退職金に関しては、既に予算措置がなされているはずですので、予定されていた額を支払うよう、要求いたします。

以上3点について、文書での回答を、至急求めます。なお、教職員の生活への影響の大きさに鑑み、今回のいきさつと回答内容を千葉大学ユニオンが発行するニュースに逐次掲載させていただき予定であることを申し添えます。

（参考）労働契約法

第9条 使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできない。ただし、次条の場合は、この限りでない。

第10条 使用者が就業規則の変更により労働条件を変更する場合において、変更後の就業規則を労働者に周知させ、かつ、就業規則の変更が、労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況その他の就業規則の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、労働契約の内容である労働条件は、当該変更後の就業規則に定めるところによるものとする。

以上

## 非常勤職員の在職期間に関する問題

前々回のユニオンニュースにて、非常勤職員の在職期間問題を取り上げましたところ、多数のご意見・ご質問を頂きま

した。やはり多くの方にとって、本質的で心配な問題であると痛感しております。今回もこの在職期間問題について解説します。

法人化後に契約された非常勤職員が、契約更新（再契約）を経て連続的に在職できるのは最大で3年とされています。これは非常勤職員就業規則第5条の2に書かれていることです。これに基づいて、契約の際に「あなたはどんなに長くても3年しか居られません」と通告されるケースがあるようです。しかしそれは正しくありません。なぜなら、第5条の2には続きがありまして、業務の都合により必要がある場合には、更に3年延長できるとあるからです。「必要がある場合」の意味が不明瞭ですが、これまでのところ3年の延長が認められなかったケースは殆どありません。例えば、平成23年度は81名の申請に対し80名が認められました。我々が危惧することは、本来なら当初の3年間に加えてさらに3年間（つまり3+3年間）働ける方が、情報不足によって最初の3年で諦めてしまうということです。非常勤職員の皆さんには、改めてご自身の契約内容をお確かめ頂きたいと思います。

前々回のユニオンニュースでお伝えしたとおり、改正労働契約法成立に伴い、法人は第5条の2の変更を検討しているようです。具体的には「3+3年」から「3+2年」となるようです。これは一方的且つ不利な変更といわざるを得ません。また、法人化以前に契約された非常勤職員（今のところ在职期間の制限はありません）にも「3+2年」を適用させるのか、という疑問がありますが、法人側は明確な返答をしていません。ユニオンとしては、法人側に対して迅速且つ合理的な対応を求めてまいります。

## 現場の混乱について

以上の問題は、非常勤職員でない教職員にとりましても大変深刻な問題です。今年春、ユニオンでは複数の執行委員の協力を得て、大学諸所で起きている問題点を纏めました。以下では、非常勤職員を採用している学科をモデルケースにしてリストアップします。

### （不利益 1）公募、書類選考、面接、選考会議、通知という作業の手間

千葉大学で非常勤職員として働くことを希望する者は、ハローワーク等で見つけた上で応募します。その後の流れは学科によるかもしれませんが、教員公募と同様だと思われます。従って、非常勤職員を採用する学科の担当教員の負担は大きいです。

### （不利益 2）仕事内容のノウハウを一から教える手間

一般に、前任者と後任者の雇用期間が重ならないので、引き継ぎはありません。責任上、学科長が直接教えることもあります。とはいえ、当然学科長は全てを知っているわけではありませんから、複数の教員が関わることになると思われます。

### （不利益 3）早く次に移ろうとする

非常勤職員は3年（または6年）で切られることが現実である以上、なるべく早く次の職場を探すのは当然と言えます。実際、学科が期待していた3年どころか、1~2年で退職という事態も起きています。結果として、上の二つの不利益が益々ハイペースで起きます。

### （不利益 4）覚えたところで雇い止め

そもそも3年という期間は、種々の業務に慣れ、それを円滑に遂行でき始める期間だと思われます。そのような期間で打ち切るのは誰にとっても不利益です。

### （不利益 5）特別な技術を要するポストについて

たとえ特別なスキルを必要とするポストであっても、最長6年で切られてしまいます。タイミングが悪ければ、学科内オンラインシステムの移行時など、最も必要な時期での雇い止めもあり得ます。そうなれば、学科の不利益どころか運営の危機にもつながります。

リストアップは以上ですが、更に全学的な調査を行えば膨大な問題点が浮かび上がるでしょう。

確かに、このような不利益事項は、「どの職場でも起きていること」であることかもしれません。しかし、仕方ないと言って積極的な改善をしようとししない姿勢は、「つねに、より高きものをめざして」という千葉大学の理念にそぐわないのではないのでしょうか。

（参考）

国立大学法人千葉大学非常勤職員就業規則 第5条の2

本学に在職できる期限は、最初の採用日から在職期間を通算して3年に達する日の属する月の末日とする。ただし、在職期間を通算して3年目の契約期間満了時において、なお業務の都合により必要がある場合には、3年目の契約期間満了日の翌月の初日から通算して3年に達する日を期限とする。

国立大学法人千葉大学非常勤職員就業規則は Web サイト [http://www.chiba-u.ac.jp/general/about/reiki\\_int/reiki\\_honbun/aw14900141.html](http://www.chiba-u.ac.jp/general/about/reiki_int/reiki_honbun/aw14900141.html) で閲覧できます。

なお、Google にて「非常勤職員就業規則」を検索すると、千葉大学の規則がトップで現れます（12月17日現在）。

加入申込書

電話・ファックス:043-290-2234

千葉大学ユニオン委員長 亀尾浩司 殿

千葉大学ユニオン規約\*を承認し、千葉大学ユニオンに加入します。 2012年 月 日

ご氏名:

ご所属:

ご連絡先: (メールアドレス)

(内線番号)

\*千葉大学ユニオン規約は千葉大学ユニオンHPをご参照ください。